

(第一類 第一号)

第五十八回国会
衆議院
内閣
委員会
議録
第三号

(六四)

昭和四十三年三月五日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長代理 理事 松澤 雄藏君

理事 井原 岸高君 理事 上村千一郎君

理事 浦野 幸男君 理事 塚田 徹君

理事 大出 俊君 理事 受田 新吉君

理事 桂木 鉄夫君 理事 菊池 義郎君

理事 塩谷 一夫君 理事 野呂 恭一君

理事 藤波 孝生君 理事 武部 文君

理事 華山 親義君 理事 浜田 光人君

理事 伊藤惣助丸君 理事 鈴切 康雄君

出席國務大臣

法務大臣 赤間 文三君

運輸大臣 中曾根康弘君

國務大臣 (總理府總務長官) 田中 龍夫君

出席政府委員

總理府人事局長 栗山 廉平君

宮内庁次長 瓜生 順良君

運輸大臣官房長 町田 直君

委員外の出席者

専門員 茨木 純一君

同日

委員内海英男君、佐藤文生君、塩谷一夫君、藤

波孝生君及び華山親義君辞任につき、その補欠

として船田中君、瀬戸山三男君、瀬島正興君、

福田赴夫君及び成田知巳君が議長の指名で委員

に選任された。

同日

委員瀬戸山三男君、瀬島正興君、福田赴夫君、

船田中君及び成田知巳君辞任につき、その補欠

として佐藤文生君、塩谷一夫君、藤波孝生君、

同日

委員瀬戸山三男君、瀬島正興君、福田赴夫君、

船田中君及び成田知巳君辞任につき、その補欠

として佐藤文生君、塩谷一夫君、藤波孝生君、

同日

委員瀬戸山三男君、瀬島正興君、福田赴夫君、

船田中君及び成田知巳君辞任につき、その補欠

として佐藤文生君、塩谷一夫君、藤波孝生君、

内海英男君及び華山親義君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員華山親義君辞任につき、その補欠として久保三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君辞任につき、その補欠として華山親義君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君辞任につき、その補欠として華山親義君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君辞任につき、その補欠として華山親義君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君辞任につき、その補欠として華山親義君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君辞任につき、その補欠として華山親義君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君辞任につき、その補欠として華山親義君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君辞任につき、その補欠として華山親義君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君辞任につき、その補欠として華山親義君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君辞任につき、その補欠として華山親義君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君辞任につき、その補欠として華山親義君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君辞任につき、その補欠として華山親義君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君辞任につき、その補欠として華山親義君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君辞任につき、その補欠として華山親義君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君辞任につき、その補欠として華山親義君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君辞任につき、その補欠として華山親義君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君辞任につき、その補欠として華山親義君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君辞任につき、その補欠として華山親義君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君辞任につき、その補欠として華山親義君が議長の指名で委員に選任された。

同外十二件(久保田円次君紹介)(第一九〇〇号)恩給、共済年金等に関する請願(松田竹千代君紹介)(第一八四二号)

同日

退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願(坪川信三君紹介)(第一八六五号)

同日

国及び地方公共団体建設関係職員に現場手当支給に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第一八九七号)

同日

同(砂原格君紹介)(第一八九八号)

同日

同(藤尾正行君紹介)(第二〇一一号)

同日

同(三池信君紹介)(第二〇一二号)

同日

法務局職員の増員等に関する請願(稻村隆一君紹介)(第一九〇一号)

同日

同(古川喜一君紹介)(第一九〇二号)

同日

同(稻村隆一君紹介)(第二〇〇五号)

同日

同(森本靖君紹介)(第二〇〇六号)

同日

公務員の賃金抑制及び定員削減反対等に関する請願(加藤万吉君紹介)(第一九三四号)

同日

元満鉄職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願(佐々木義武君紹介)(第二〇〇七号)

同日

同(永山忠則君紹介)(第二〇〇八号)

同日

金鶏殿章受章者の処遇に関する請願(永山忠則君紹介)(第二〇〇九号)

同日

恩給格差是正に関する請願(藤井勝志君紹介)(第二〇一〇号)

同日

は本委員会に付託された。

同日

本日国会に付した案件

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八八号)

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

同日

同日

同日

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

同日

○松澤委員長代理 これより会議を開きます。

本日は委員長が病氣のため、委員長の指名により私が委員長の職務を行ないます。

運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を求めます。中曾根運輸大臣。

同日

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

港灣運送事業の合理化を推進するための施策を検討する必要性がなお存続している実情にかんがみ、港灣審議会が港灣運送事業の合理化に関する重要事項を調査審議することができ、期間を昭和四十五年三月三十一日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

大阪入国管理事務所大阪港出張所	大阪市	を
大阪入国管理事務所大阪港出張所	大阪市	に、
大阪入国管理事務所堺港出張所	堺市	を
高松入国管理事務所小松島港出張所	小松島市	に、
高松入国管理事務所小松島港出張所	小松島市	を
高松入国管理事務所高知港出張所	高知市	に、
高松入国管理事務所高知港出張所	高知市	を
広島入国管理事務所広島港出張所	広島市	に、
広島入国管理事務所広島港出張所	広島市	を
広島入国管理事務所福山港出張所	福山市	に、
広島入国管理事務所福山港出張所	福山市	を
広島入国管理事務所岩国空港出張所	岩国市	に改める。
広島入国管理事務所岩国空港出張所	岩国市	を
広島入国管理事務所境港出張所	境港市	に改める。

附 則

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。ただし、別表四の改正規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から、別表五の改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

所在地の状況等にかんがみ旭川刑務所の位置を改め、出入国管理行政を有効適切ならしめるため愛知県西春日井郡豊山村ほか四箇所に入国管理事務所の出張所を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松澤委員長代理 趣旨の説明を聴取いたします。赤間法務大臣。

○赤間国務大臣 法務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案の改正点の第一は、旭川刑務所の位置を変更しようとするものであります。旭川刑務所の施設は、老朽の度がはなはだしく、かつ狭隘となっておりましたところ、その改築のための敷地の拡張は困難な状況にあり、しかも、同刑務所が現在地にあることは、旭川市の都市計画にも支障を来たすものと考えられるに至りました。そこで政府といたしましては、早急にその施設を他に新営すべく鋭意努力いたしました結果、同市に隣接した上川郡東鷹栖村に適當な敷地を入手し、昭和四十三年度内に刑務所を開設し得る運びとなりましたので、旭川刑務所の位置を変更しようとするものであります。

改正点の第二は、愛知県西春日井郡豊山村外四カ所に入国管理事務所の出張所を置くこととするこ

とであります。〔近時、名古屋空港におきましては、日英航空協定の発効等に伴い出入国する航空機の数が著しく増加し、また、大阪府の堺港、高知港、福山港及び鳥取県の境港におきましては、臨海工業地帯の発展等に伴い出入国船舶の数が増加してまいりましたので、これらの港における出入国管理業務を一そう適切に行なう必要上、愛知県西春日井郡豊山村、堺市、高知市、福山市及び境港市の四市一村にそれぞれ入国管理事務所の出張所を設けようとするものであります。最後に、この法律案は、市及び町の廃置分合に伴い、愛知少年院の位置の表示を改めるため、法務省設置法の別表について所要の整理を行なうこととしたしております。〕

以上が法務省設置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○松澤委員長代理 以上各案に対する質疑は後日に譲ることとし、次回は八日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時四十七分散会

昭和四十三年三月八日印刷

昭和四十三年三月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局